

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民健康保険の保険税賦課、給付、資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大町市は、国民健康保険の保険税賦課、給付、資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長野県大町市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する保険税の賦課、給付、資格管理に関する事務、国保総合(国保集約)システム及び医療保険者等向け中間サーバー等におけるオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
②事務の概要	<p>地方税法、大田市国民健康保険税条例等に基づき国民健康保険税を賦課する。 国民健康保険法、大田市国民健康保険条例等に基づき被保険者の保険給付、資格管理等を行う。 オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険(資格・税)システム、収納・口座システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保集約システム、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人資格ファイル、所得資産ファイル、賦課情報ファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一第16.30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16.24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号別表第二 (情報提供の根拠)1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.29.30.33.39.42.43.58.62.78.80.87.88.93.97.106.109.120の項 (情報照会の根拠)27.42.43.44の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)1.2.3.4.5.8.10の2,11の2,12の3,15,19.20.22の2,24の2,25.25の2.31の2,33.41の2.43.44.46.49.53.55の2.59の3 (情報照会の根拠)20.25,25の2.26</p> <p>＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大町市民生部市民課 長野県大町市大町3887番地 電話0261-22-0420(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大町市民生部市民課 長野県大町市大町3887番地 電話0261-22-0420(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際は、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には情報又は住所を含む情報による照会を行うことを厳守している。また、当該事務では、この他、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	市民課長 竹村 静哉	市民課	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	平成27年4月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	平成27年4月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策		「IV リスク対策」全文	事後	
令和2年4月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	令和1年5月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	令和1年5月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月1日	I 関連情報 1. 個人情報保護ファイルを取		【追加】 国保総合(国保集約)システム及び医療保険者	事前	
令和2年7月1日	I 関連情報 1. 個人情報保護ファイルを取		【追加】 オンライン資格確認等システムへの資格情報の	事前	
令和2年7月1日	I 関連情報 1. 個人情報保護ファイルを取		【追加】 国保総合システム、国保集約システム、医療保	事前	
令和2年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上		【追加】 <オンライン資格確認の準備業務>国民健康	事前	
令和2年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ		【追加】 <オンライン資格確認の準備業務>	事前	
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	令和2年4月1日時点	令和2年6月1日時点	事前	
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	令和2年4月1日時点	令和2年6月1日時点	事前	
令和4年1月28日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	
令和4年1月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	令和2年4月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	令和2年4月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和8年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	令和4年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	